

京都市教育委員会教育長訓令甲第7号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成20年11月28日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第3条第2項中「課長」の右に「，南区小中一貫校開設準備室長」を加え，同条第14項中「企画推進室長」を「南区小中一貫校開設準備室長及び企画推進室長」に改める。

別表課長（体育健康教育室の子ども安全課長等及び生涯学習部の生涯学習推進課長等を除く。），教育環境整備室長，小中一貫教育推進室長，音楽高校改革推進・建設室長，情報化推進総合センター所長，企画推進室長，総合教育センターカリキュラム開発支援センター長，総合教育センター教員養成支援室長，総合教育センターや京区統合小学校開設準備室長，総合教育センター東山区小中一貫校開設準備室長，教育相談総合センターカウンセリングセンター長，教育相談総合センターふれあいの杜館長，生涯学習総合センターの分館の館長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書館（久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に定める図書施設のことをいう。）の館長の項中「除く。」の右に「，南区小中一貫校開設準備室長」を加える。

附 則

この訓令は，平成20年12月1日から施行する。

（教育委員会事務局総務部総務課）